

法務省民商第36号
平成29年3月7日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長
(公 印 省 略)

医療法の一部を改正する法律等の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて（通知）

医療法の一部を改正する法律（平成27年法律第74号。以下「改正法」という。）が平成27年9月28日に、医療法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第14号。以下「改正政令」という。）及び医療法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第4号。以下「改正省令」という。）が本年2月8日にそれぞれ公布され、改正法（同法附則第1条各号に掲げる規定を除く。）及び改正政令並びに改正省令は、いずれも本年4月2日（以下「施行日」という。）から施行されることとなったので、これに伴う法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本通知中、「法」とあるのは改正法による改正後の医療法（昭和23年法律第205号）を、「施行令」とあるのは改正政令による改正後の医療法施行令（昭和23年政令第326号）を、「施行規則」とあるのは改正省令による改正後の医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）を、「商登法」とあるのは商業登記法（昭和38年法律第125号）を、「一般法人法」とあるのは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）を、「公益認定法」とあるのは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）をいい、法、施行令及び施行規則について引用する条文は、全て改正後のものです。

記

第1 地域医療連携推進法人制度の新設

1 医療連携推進認定

(1) 認定を受けることができる者

次の法人（営利を目的とする法人を除く。以下「参加法人」という。）及び地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者として施行規則第39条の2で定める者を社員とし、かつ、病院、診療所又は介護老人保健施設（以下「病院等」という。）に係る業務の連携を推進するための方針（以下「医療連携推進方針」という。）を定め、医療連携推進業務を行うことを目的とする一般社団法人（公益認定法第4条の認定を受けた一般社団法人（以下「公益社団法人」という。）を含む。以下同じ。）は、定款において定める当該連携を推進する区域（以下「医療連携推進区域」という。）の属する都道府県（当該医療連携推進区域が2以上の都道府県にわたる場合にあっては、これらの都道府県のいずれか一の都道府県）の知事の認定（以下「医療連携推進認定」という。）を受けることができるとされた（法70条第1項）。

ア 医療連携推進区域において、病院等を開設する法人

イ 医療連携推進区域において、介護事業等に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する法人

(2) 医療連携推進業務

医療連携推進業務は、病院等に係る業務について、医療連携推進方針に沿った連携の推進を図ることを目的として行う次の業務等をいうとされた（法第70条第2項）。

ア 医療従事者の資質の向上を図るための研修

イ 病院等に係る業務に必要な医薬品、医療機器その他の物資の供給

ウ 資金の貸付けその他の参加法人が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として施行規則第39条の3第1項で定めるもの

(3) 申請及び認定

医療連携推進認定を受けようとする一般社団法人は、施行令第5条の15で定めるところにより、医療連携推進方針を添えて、都道府県知事に申請をしなければならないとされた（法第70条の2第1項）。

また、都道府県知事は、医療連携推進認定の申請をした一般社団法人が法第70条の3第1項各号の基準に適合すると認めるときは、当該一般社団法人について医療連携推進認定をすることができることとされた（同項柱書）。

なお、都道府県知事は、医療連携推進認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならないとされた（法第70条の6、施行規則第39条の13）。

(4) 医療連携推進認定を受けた一般社団法人の名称等

医療連携推進認定を受けた一般社団法人（以下「地域医療連携推進法人」という。）は、その名称中に地域医療連携推進法人という文字を用いなければならないとされ（法第70条の5第1項）、地域医療連携推進法人は、その名称中の一般社団法人の文字を地域医療連携推進法人と変更する定款の変更をしたものとみなすとされた（同条第2項）。

また、地域医療連携推進法人でない者は、その名称又は商号中に、地域医療連携推進法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならないとされ（同条第4項）、地域医療連携推進法人は、不正の目的をもって、他の地域医療連携推進法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならないとされた（同条第5項）。

なお、同条第2項の規定に加え、法第70条の16の規定により、地域医療連携推進法人については、一般社団法人の名称について規定する一般法人法第5条第1項の適用が除外されている（後記2(5)参照）ことから、一般社団法人たる地域医療連携推進法人は、その名称中に「一般社団法人」という文字を用いる必要はないが、公益社団法人たる地域医療連携推進法人については、法において、公益社団法人の名称について規定する公益認定法第9条第3項の適用が除外されていないことから、その名称中に「公益社団法人」という文字に加え、「地域医療連携推進法人」という文字を用いなければならない。

このことから、公益社団法人たる地域医療連携推進法人については、社員総会の決議により、名称の変更に係る定款の変更（一般法人法第146条）をした上で、認定都道府県知事（医療連携推進認定をした都道府県知事をいう。以下同じ。）の認可を受けなければならない（法第70条の18第1項において読み替えて準用する法第54条の9第3項）。

後記 2 (1)イ参照)。

(5) 医療連携推進認定の取消し

ア 取消しの処分

(ア) 認定都道府県知事は、地域医療連携推進法人が、次のいずれかに該当する場合には、その医療連携推進認定を取り消さなければならないとされた（法第 70 条の 2 1 第 1 項）。

a 法第 70 条の 4 第 1 号又は第 3 号に該当するに至ったとき

b 偽りその他不正の手段により医療連携推進認定を受けたとき

(イ) 認定都道府県知事は、地域医療連携推進法人が、次のいずれかに該当する場合には、その医療連携推進認定を取り消すことができる」とされた（法第 70 条の 2 1 第 2 項）。

a 法第 70 条の 3 第 1 項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき

b 地域医療連携推進法人から医療連携推進認定の取消しの申請があったとき

c 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき

(ウ) 認定都道府県知事は、(ア)又は(イ)により医療連携推進認定を取り消したときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならないとされた（法第 70 条の 2 1 第 4 項、施行規則第 39 条の 1 3）。

イ 定款の変更

ア(ア)又は(イ)による医療連携推進認定の取消しの処分を受けた地域医療連携推進法人は、その名称中の地域医療連携推進法人という文字を一般社団法人と変更する定款の変更をしたものとみなすとされた（法第 70 条の 2 1 第 5 項）。

なお、公益社団法人たる地域医療連携推進法人が、ア(ア)又は(イ)による医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合には、同項の規定は適用しないとされた（施行規則第 39 条の 3 0 第 2 項）ことから、当該公益社団法人は、社員総会の決議により、名称の変更に係る定款の変更を要するが（一般法人法第 1 4 6 条）、当該定款の変更の時点において、既に当該取消しの処分の効力が発生しており、地域医療連

携推進法人ではないことから、法第70条の18第1項において読み替えて準用する法第54条の9第3項に規定する定款の変更に係る認定都道府県知事の認可（後記2(1)イ参照）を要しない。

2 地域医療連携推進法人

(1) 定款

ア 定款で定めなければならない事項

一般法人法第11条第1項各号の事項並びに法第70条の3第1項第6号、第7号、第12号及び第16号から第19号までに規定する定款の定めのほか、地域医療連携推進法人は、その定款において、次の事項を定めなければならないとされた（法第70条の17）。

(ア) 資産及び会計に関する規定

(イ) 役員に関する規定

(ウ) 理事会に関する規定

(エ) 解散に関する規定

(オ) 定款の変更に関する規定

(カ) 開設している病院等又は開設し、若しくは管理している介護事業等に係る施設若しくは事業所であって施行規則第39条の15で定めるものがある場合には、その名称及び所在地

イ 定款の変更の認可

地域医療連携推進法人の定款の変更（主たる事務所の所在地に関する事項及び公告方法に関する事項に係るものを除く。）は、認定都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じないとされた（法第70条の18第1項において読み替えて準用する法第54条の9第3項、施行規則第39条の25）。

(2) 代表理事の選定及び解職

地域医療連携推進法人の代表理事の選定及び解職は、認定都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じないとされた（法第70条の19第1項）。

(3) 監事の任期等

地域医療連携推進法人の監事の任期は、2年を超えることはできない（ただし、再任を妨げない。）とされ、また、理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければ

ばならないとされた（法第70条の12において準用する法第46条の5第9項及び第46条の5の3第3項）。

(4) 解散及び清算

法第6章第7節（医療法人の解散及び清算に関する規定。第55条第1項（第4号及び第7号に係る部分に限る。）及び第3項を除く。）の規定は、地域医療連携推進法人の解散及び清算について準用するとされた（法第70条の15）。

なお、法第55条第1項第2号（目的たる業務の成功の不能）又は第3号（社員総会の決議）の事由による地域医療連携推進法人の解散は、認定都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じないとされた（法第70条の15において読み替えて準用する法第55条第6項）。

(5) 一般法人法の適用除外

地域医療連携推進法人については、一般法人法第5条第1項（名称）、第49条第2項（社員総会の決議。第6号に係る部分（同法第148条第3号の社員総会に係る部分に限る。）に限る。）、第67条第1項及び第3項（監事の任期）並びに第5章（合併。第242条から第260条まで）の規定は、適用しないとされた（法第70条の16）。

3 経過措置

法第70条第1項の規定による認定を受けようとする一般社団法人は、施行日前においても、法第70条の2第1項の規定による申請を行うことができることとされ、この場合において、当該申請は、施行日において、当該一般社団法人がした同項の規定による申請とみなすとされた（改正省令附則第3項）。

また、都道府県知事は、法第70条の2第1項に規定する医療連携推進認定をするため、施行日前においても、同項の規定による申請の受理その他の必要な準備行為をすることができることとされた（改正省令附則第4項）。

第2 医療連携推進認定に係る名称の変更の登記

1 医療連携推進認定を受けた場合の登記の手続

(1) 一般社団法人が医療連携推進認定を受けた場合

ア 登記の申請

一般社団法人たる地域医療連携推進法人は、その名称中に地域医療

連携推進法人という文字を用いなければならず、また、その名称中の一般社団法人の文字を地域医療連携推進法人と変更する定款の変更をしたものとみなされること（前記第1の1(4)参照）から、当該地域医療連携推進法人は、認定都道府県知事の認定書が到達した日から2週間以内に、その主たる事務所の所在地において、名称の変更の登記をしなければならない（一般法人法第303条、第300条）。

なお、当該地域医療連携推進法人に従たる事務所が設置されている場合には、当該認定書が到達した日から3週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、名称の変更の登記をしなければならない（一般法人法第312条第4項）。

イ 添付書面

法第70条の5第2項の規定による名称の変更の登記の申請書には、医療連携推進認定を受けたことを証する書面を添付しなければならないとされた（同条第3項）ことから、当該書面として、認定都道府県知事の認定書が該当する。なお、アのとおり、定款に定められた名称中の一般社団法人の文字は地域医療連携推進法人に変更をしたものとみなすとされたことから、当該地域医療連携推進法人において、社員総会の決議により、名称の変更に係る定款の変更をした場合であっても、一般法人法第317条第2項の規定にかかわらず、当該社員総会の議事録の添付を要しない。

また、従たる事務所の所在地においてする名称の変更の登記の申請書には、主たる事務所の所在地においてした登記を証する書面を添付しなければならないが、この場合においては、他の書面の添付を要しない（一般法人法第329条）。

ウ 登録免許税

主たる事務所の所在地においてする名称の変更の登記については3万円、従たる事務所の所在地においてする当該登記については、申請1件につき9000円である（登録免許税法（昭和42年法律第35号）別表第一第24号（一）ツ、（二）イ）。

(2) 公益社団法人が医療連携推進認定を受けた場合

ア 登記の申請

公益社団法人たる地域医療連携推進法人は、その名称中に公益社団

法人及び地域医療連携推進法人という文字を用いなければならない、また、社員総会の決議により、名称の変更に係る定款の変更をした上で、認定都道府県知事の認可を受けなければならないこと（前記第1の1(4)参照）から、当該地域医療連携推進法人は、名称の変更に係る定款の変更についての認定都道府県知事の認可書が到達した日から2週間以内に、その主たる事務所の所在地において、名称の変更の登記をしなければならない（一般法人法第303条、第300条）。

なお、当該地域医療連携推進法人に従たる事務所が設置されている場合には、当該認可書が到達した日から3週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、名称の変更の登記をしなければならない（一般法人法第312条第4項）。

イ 添付書面

名称の変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

なお、医療連携推進認定を受けたことを証する書面（法第70条の5第3項）は、添付することを要しない。

おって、従たる事務所の所在地においてする名称の変更の登記の申請書の添付書面については、前記(1)イと同様である。

(ア) 名称の変更に係る定款の変更を決議した社員総会の議事録（一般法人法第317条第2項）

(イ) (ア)の定款の変更に係る認定都道府県知事の認可書又はその認証がある謄本（一般法人法第330条において準用する商登法第19条）

ウ 登録免許税

登録免許税は課されない（登録免許税法別表第一第24号柱書）。

2 医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合の登記の手続

(1) 一般社団法人たる地域医療連携推進法人が医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合

ア 登記の嘱託

認定都道府県知事は、法第70条の21第1項又は第2項の規定による医療連携推進認定の取消しをしたときは、遅滞なく、当該地域医療連携推進法人の主たる事務所及び従たる事務所の所在地を管轄する

登記所に当該地域医療連携推進法人の名称の変更の登記を嘱託しなければならないとされた（同条第6項）。

イ 添付書面

法第70条の21第6項の規定による名称の変更の登記の嘱託書には、当該登記の原因となる事由に係る処分を行ったことを証する書面を添付しなければならないとされた（同条第7項）ことから、当該書面として、認定都道府県知事の認証がある認定取消書の謄本がこれに該当する。

また、当該謄本に加え、取消しの処分の効力が発生したことを証する書面として、医療連携推進認定を取り消したことが当該地域医療連携推進法人に告知されたことを確認することができる書面（配達証明書又は受領証の写し等）をも添付しなければならない（平成26年5月16日付け法務省民商第44号当職依命通知参照）。

なお、従たる事務所の所在地においてする名称の変更の登記の嘱託書には、同項の規定にかかわらず、主たる事務所の所在地においてした登記を証する書面を添付すれば足りる。

ウ 登録免許税

前記1(1)ウと同様である。

(2) 公益社団法人たる地域医療連携推進法人が医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合

ア 登記の申請

公益社団法人たる地域医療連携推進法人が、法第70条の21第1項又は第2項の規定による医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合には、同条第5項（定款の変更）及び第6項（登記の嘱託）の規定は適用されず、また、社員総会の決議により、名称の変更に係る定款の変更を要すること（前記第1の1(5)イ参照）から、当該公益社団法人は、名称の変更に係る定款の変更についての社員総会の決議の日から2週間以内に、その主たる事務所の所在地において、名称の変更の登記をしなければならない（一般法人法第303条）。

なお、当該公益社団法人に従たる事務所が設置されている場合には、当該決議の日から3週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、名称の変更の登記をしなければならない（一般法人法第312条第4

項)。

イ 添付書面

名称の変更の登記の申請書には、名称の変更に係る定款の変更を決議した社員総会の議事録を添付しなければならない（一般法人法第317条第2項）。

なお、従たる事務所の所在地においてする名称の変更の登記の申請書の添付書面については、前記1(1)イと同様である。

ウ 登録免許税

登録免許税は課されない（登録免許税法別表第一第24号柱書）。

3 登記の記録

医療連携推進認定を受けた場合又は当該認定の取消しの処分を受けた場合の名称の変更に係る登記の記録は、別紙記録例による。

第3 地域医療連携推進法人の登記の手続

1 認定都道府県知事の認可を要する事項に係る登記

次の事項については、法において、いずれも認定都道府県知事の認可を受けなければならないとされていることから、当該事項に係る登記の申請書には、認定都道府県知事の認可書又はその認証がある謄本をも添付しなければならない（一般法人法第330条において準用する商登法第19条）。

- (1) 登記すべき事項に変更を生ずる定款の変更（主たる事務所の所在地に関する事項及び公告方法に関する事項に係るものを除く。前記第1の2(1)イ参照）
- (2) 代表理事の選定又は解職（前記第1の2(2)参照）
- (3) 目的たる業務の成功の不能又は社員総会の決議による解散（前記第1の2(4)参照）

2 監事の変更の登記

前記第1の2(3)のとおり、地域医療連携推進法人の監事の任期は、2年を超えることができないとされ、理事の任期のように選任後の一定期間内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時まで（一般法人法第66条参照）とされていないことから、監事の任期の満了による退任の時期を調査するに当たっては、この点を踏まえる必要が

ある。